

〔論説〕

源氏物語と記紀神話

杉浦 一雄

目次

- 序
- 一 奈良時代における古事記
- 二 平安時代における古事記
- 三 源氏物語と古事記
- 四 古事記の研究
- 五 本居宣長の研究
- 六 古事記神話との一致
- 七 武田宗俊説との一致
- 八 根の国・妣の国

序

これまでに私は、『源氏物語』〈第一部〉のいわゆる〈玉鬘十帖〉の結末が『古事記』の〈神話〉を踏まえた翻案であることを指摘してきた。

すなわち、『源氏物語』「真木柱」の巻を中心とする光源氏の物語が須佐之男命の〈神話〉を下敷きにし、光源氏は須佐

之男命をなぞらえ、鬚黒大将は大穴牟遲神のちの大国主神、玉鬘は須勢理毘売命、元の北の方は八上比売にあたり、真木柱の姫君は木俣神あるいは御井神に相当するとして、鬚黒大将が光源氏の「娘」である玉鬘を奪い去るさまは、大穴牟遲神が須佐之男命の娘である須勢理毘売命を奪い去るさまを模した翻案であると判断したのである。(1)

この話は『日本書紀』にはまったくなく、『古事記』にしか伝えられていない〈神話〉である。そこで、これによって『源氏物語』は『古事記』の〈神話〉を下敷きに成立していることが明確となり、『源氏物語』の源泉として『古事記』が使用されていたことが明らかになったといえよう。

ところが、これまでの研究史をたどってみると、奈良・平安時代における『古事記』の研究ははかばかしくなく頼りないほどである。

そこでここでは、まず奈良・平安時代の古代文献において『古事記』という書物がいかに扱われてきたかを開示することによって、『源氏物語』における『古事記』の存在がいかに大きかったかについて明らかにしてみようと思う。

一 奈良時代における古事記

『古事記大成』(2)や『古事記受容史』(3)によれば、奈良時代に『古事記』が引用されている文献は『万葉集』のみである。ここには巻第二に二カ所、巻第十三に一カ所、あわせて三カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

以下、それらを例示してみようと思うが、本文の校訂など詳しくは原文にあたっていただき、ここでは「書き下し文」のみを記すにとどめる。

(1)

①

古事記に曰く、軽太子、軽太郎女に奸けぬ。故にその太子を伊予の湯に流す。この時に、衣通王、恋慕に堪へずして、追ひ往く時に、歌ひて曰く

(巻第二、九〇題詞) (4)

②

君が行き 日長くなりぬ やまたづの 迎へを行かむ 待つには待たじ

〈ここにやまたづといふは、これ今の造木をいふ〉

右の一首の歌は、古事記と類聚歌林と説ふ所同じくあらず、歌主もまた異なり。因りて日本紀に檢すに、曰く、「(中略)」といふ。

また曰く、「(中略)」といふ。

(巻第二、九〇歌と左注) (5)

③

こもりくの 泊瀬の川の 上の瀬に い杭を打ち 下つ瀬に ま杭を打ち い杭には 鏡を掛け ま杭には ま玉を掛け ま玉なす 我が思ふ妹も 鏡なす 我が思ふ妹も ありといはばこそ 国にも 家にも行かめ 誰が故か行かむ

古事記に檢すに、曰く、件の歌は木梨輕太子の自ら死にし時に作る所なりといふ。

(巻第十三、三二六三歌と左注) (6)

二 平安時代における古事記

平安時代に『古事記』が引用されている文献は、『琴歌譜』『先代旧事本紀』『日本書紀弘仁私記序』『新撰龜相記』

『尾張国熱田太神宮縁起』『日本書紀私記』『本朝月令』『政事要略』『年中行事秘抄』『長寛勘文』『大倭神社註進状』『袖中抄』である。

『琴歌譜』は、古代宮廷の神楽に関する歌謡集で、ここに五カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『先代旧事本紀』は、古代日本の歴史をもの語る書で、ここに多数『古事記』からの引用が見られる。もちろん、『古事記』の本文をそのまま引用したところもあるが、あえて『古事記』とは名乗らずに趣旨だけを要約したところも少なくない。ともかく『古事記』の本文をもっとも多く引用している古代の文献は『先代旧事本紀』を置いてほかにはない。

『日本書紀弘仁私記序』は、『日本書紀』を講義した際の記録で、これは弘仁四年(八二一年)におこなわれた講筵の覚書とされ、ここに一カ所『古事記』からの引用が見られる。

『新撰龜相記』は、龜卜による占いの書で、本文の大部分は『古事記』からの引用で占められている。

『尾張国熱田太神宮縁起』は、熱田神宮が草薙の劍の靈威をもの語る縁起譚で、ここに五カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『日本書紀私記』は、平安時代を中心におこなわれた『日本書紀』の講筵における覚書で、ここに二十四カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『本朝月令』は、惟宗公方が編纂した年中行事の書で、ここに一カ所『古事記』からの引用が見られる。

『政事要略』は、惟宗允亮が編纂した法制書で、ここに一カ所『古事記』からの引用が見られる。

『年中行事秘抄』は、朝廷が年中行事を解説した書で、ここに二カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『長寛勘文』は、熊野社領の訴訟に関係して提出された文書で、ここに四カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『大倭神社註進状』は、神社関係の古記録で、ここに二カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『袖中抄』は、顕昭が平安時代末期の文治年間(一一八五～一一九〇年)に編纂したとされる歌学書で、ここに三カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

もちろん、これらの文献がいつ成立したかは、時代をふくめ細かな審議を要する事柄ではあるが、ここではあくまでも『古事記大成』『古事記受容史』に依拠していることをお断わりしておく。

三 源氏物語と古事記

さて、これまで述べてきたように、『古事記』という書物が、その後限られた文献にのみ引用され、かろうじて命脈を保ってきたさまがうかがえたはずである。

和銅五年(七一二年)に撰録されたとする『古事記』の扱われ方はわずか八年後に成立した『日本書紀』とは雲泥の差で、『日本書紀』が誕生するやいなや翌年には講書がおこなわれ、奈良時代末期から平安時代初期にかけての写本が残るのに対して、『古事記』はその影がうすく、最古の写本が室町時代しかも南北朝にあたる応安四年(一三七一年)から翌五年(一三七二年)にかけての成立であるなどきわめて対照的である。

とりわけ、『源氏物語』が成立した平安時代における『古事記』の引用は、どちらかというが目立たない文献ばかりが

多く、しかも数が限られているといえそうである。

ということは、私がこれまでに「源氏物語と古事記神話」(一)～(五)において明らかにしてきたように、『源氏物語』が「真木柱」の巻を中心として『古事記』にしか伝わらない〈神話〉を翻案したと見抜いた私の指摘は、『源氏物語』の研究だけではなく、ひいては『古事記』の研究においても特筆大書すべき大発見だったと位置づけることができよう。

これによって、『源氏物語』が『古事記』を踏まえ、それを翻案していたことが明らかとなり、平安時代における『古事記』の存在がより明確になったといえるはずである。

たしかに、これまでの『古事記』の享受史においては、『古事記』という書名が古代のどの文献に何度出ているのかが研究の中心となってきたため、おのずから限界があったことが否めない。久松潜一氏が述べているように、「古事記本文が引用されてゐることは必ずしも研究とは言へないけれども、しかし古事記本文の引用された事によつて古事記がその時代の人によまれたといふことはわかるのである」。(7)

その点、『源氏物語』という書物には「日本紀」という書名は登場するものの、『古事記』という書名は一度たりとも登場していない。そればかりか、スサノヲノミコトという神名も出て来なければ、はたまたオホクニヌシ、スセリビメという名前すら現れてはいない。

つまり、それだけに『古事記』という書名だけを頼りに検索をかけてみたところで、翻案などがそこからすり抜けるのは致し方がないということになる。

だからこそ、私が『源氏物語』に『古事記』の翻案を見出したことの意義は小さくないのである。

これによって、平安時代における『古事記』の消息があら

ためて明確になっただけでなく、平安の一女性が『古事記』という書物を目にし翻案していた事実が明らかになったといえよう。

『源氏物語』の作者が学者の父をもつていたため特殊な書物としての『古事記』を生まれ垣間見る機会を得たという想像も可能かも知れない。

しかし、それだと『源氏物語』の作者が翻案の原作として選んだ作品は誰一人知らない作品になってしまう。少なくとも『源氏物語』の作者に限って、そのようなことはなかったように思われる。むしろ逆に、誰もがよく知る作品を見事別の作品へと仕立て上げることによって文学の面白さが倍加すると考えていたはずである。

つまり、翻案の原作となった『古事記』は一般に誰もが熟知していた可能性があったのではないか。

吉海直人氏は次のように記している。

単に『日本書紀』の方が国史として尊重されていたというだけなら、少しくらいは文学作品の中に『古事記』引用があつてもよさそうなものである。ところが『古事記』の方がずっと文学的（説話的）であるにもかかわらず、引用は皆無に近いわけだから、むしろ『古事記』自体が天皇家の私物として秘蔵され、他の人々の目に触れなかったとすべきであろうか。

（吉海直人『袖中抄』に引用された『古事記』）（8）

ここではもちろん、『古事記』自体が「天皇家の私物として秘蔵され」云々については不明としか言いようがないが、「他の人々の目に触れなかった」とあるのに対しては、私は

むしろ逆に『古事記』が多くの人々の目に触れていた可能性もあるのではないかと主張したい。

四 古事記の研究

これまで「日本紀」だ『日本書紀』の〈神話〉だといったきた私が、ここに至って突如『古事記』に鞍替えしたことの違和感をいだいている向きがあるかも知れないので、その点について一言しておきたい。

『日本書紀』の〈神話〉ではヤマタノヲロチ退治のち、スサノヲノミコトは「根の国」へと行ってしまい、〈神話〉から去ってしまう。

^{すで}已にして素戔嗚尊、遂に根国に就^いてます。

〔現代語訳〕 こういう次第で素戔嗚尊はとうとう根国^{ねのくに}に行かれた。

（『日本書紀』巻第一「神代上」〔第八段〕正文）（9）

スサノヲノミコトは「根の国」へとわたってしまった、そこでスサノヲの記述は終わっているのである。

ところが、スサノヲノミコトをめぐる〈神話〉に着目してみると、その後の様相を伝えているのが『古事記』なのである。むしろ、『古事記』のいう「根堅州国」と『日本書紀』がいう「根国^{ねのくに}」では名称は異なるものの、同じようにスサノヲが登場し、その主宰者としてふるまっている。

ということは、「根国」と「根堅州国」とを同じものとみるならば、『日本書紀』から『古事記』への読みはひじょうに自然な形で運ばれているということがわかってくる。

つまり、〈スサノヲ神話〉でもって『日本書紀』と『古事記』は一つにつながり、ひと続きのものとして理解することが可能なのである。

五 本居宣長の研究

ところで、『源氏物語』と『古事記』といえは両者を一生にわたって研究した人物を逸することができない。本居宣長もとゐりのりながである。

宣長は畢生の大作『古事記伝』の執筆で知られるが、その一方で「もののはれ」論など『源氏物語』の研究でも知られ、『源氏物語』と『古事記』の両面を研究した学者として知られている。

京都遊学から帰省したのちに、宣長がまず取り組んだのが『源氏物語』の講義であり、『源氏物語』全講は生涯にわたって何度もくり返されることになる。^{〔紫文要領〕}をはじめ、『源氏物語』の研究書として『源氏物語玉の小櫛』^{〔なまふんしょうくし〕}をあらわすかたわら、『古事記』の克明な注釈書である生涯の名著『古事記伝』全四十四巻を三十五年もかけて書き上げるなど、いわば『源氏物語』と『古事記』両面の研究において群を抜く業績を残した人物なのである。この人物ならば、『源氏物語』が『古事記』にかかわりがあることについて気づいていても不思議ではない。

宣長の日記その他から『源氏物語』を中心とする宣長の講義(10)を一方に置き、他方で『古事記伝』の執筆・浄書・出版など(11)を対比してみると、それぞれが独立的で、没交渉であることがわかってくる。

すなわち、宣長が『古事記伝』で神話について考えている

ときに、『源氏物語』と『古事記』の〈神話〉は重なってはいないのである。

しかしたとえ、それが重なっていないようにとも、宣長には『源氏物語』に対する犯すべからざる信念があったため、『源氏物語』と『古事記』とが〈神話〉によってつながるなどということは『源氏物語』に対する冒瀆とすら考えていたはずである。

宣長は『源氏物語玉の小櫛』の「准拠」で次のように記している。

物がたりに書たる人々の事ども、みなことごとくなそらへて、あてたる事あるにはあらず、大かたはつくり事なる中に、いさゝかの事を、より所にして、そのさまをかへなどしてかけることあり、又かならず一人を一人にあてて作れるにもあらず、源氏君一とこのうへにも、いにしへの人々のうへに有し事どもを、やまともろこしにもとめて、一事づゝとりたることもありて、すべて定まれることはあらざる也、おほかた此准拠といふ事は、たゞ作りぬしの心にある事にて、必しも後にそれを、ことごとく考へあつべきにしもあらず、とてもかくても有べきならねど、昔よりさだしあへる事なる故に、今もそのおもむきを、いさゝかいふ也

(本居宣長「源氏物語玉の小櫛」(12))

〔現代語訳〕物語中の人物は、みなそれぞれモデルにひきあてて書いたのではない。おおかたは虚構であるなかに、ちよつとしたことをよりどころに、その趣を変えなごとして書いた点がある。またかならず一人を一人にあてて作っているわけではなく、源氏の君一人にしても、昔の

人々の上にあつたことどもを、やまともろこしに求めて一つずつとつてきてきている点もあつて、およそ決まつたやりかたはないのである。だいたいこの準拠というのは、ただ作者の心のうちにあることで、かならずしも後からそれを、ことごとく考えあてることのできる筋合いのものではない。どうでもいいようなことだが、昔からとかくの論があるので、今もその問題の一端にふれたのである。

(石川淳編『本居宣長』(日本の名著)(13)

ここで宣長は、『源氏物語』が何かに基づくということを広い意味では認めているものの、結局のところ準拠というのは究極「作りぬしの心」にだけあることであつて、しよせん詮索できるものではないといふのである。

準拠ということをも「とてもかくても有べきならねど」つまり「どうでもいいようなことだが」と評しているように宣長には、『源氏物語』が『古事記』の〈神話〉に基づいているなどということは発想にすらなかつたといふことができよう。すなわち、本居宣長においては『源氏物語』のなかに『古事記』を見出すことはなかつたのである。

六 古事記神話との一致

そもそも、『源氏物語』と『古事記』とのかわりかは、この論考のはじめから存在していたといえよう。

それというのも、『源氏物語』の主筋は『古事記』の〈神話〉に一致しているのである。

ひと口に〈記紀神話〉とよんでいるが、『古事記』と『日本書紀』では〈神話〉の記し方がまったく異なっている。

〈神話〉をひとつづきにして収めた『古事記』とは違って、『日本書紀』の〈神話〉は「正文」を段で区切り、その段ごとに「異伝」を複数併記するという編纂方法を採用しており、『日本書紀』の「正文」が必ずしも『古事記』の〈神話〉と一致してはいないのである。

たとえば、『日本書紀』の「正文」だけをつなぎあわせてみると、母・伊弉冉尊は「火の神」を生むことなく、つまり焼け死んで他界に行くこともなく、三貴子を生んでいる。これは母が早くに亡くなったとする光源氏の物語にとつてもっとも根幹となる要素であり、『源氏物語』との大きな差である。もちろん、『日本書紀』の「正文」を採用している部分もあるが、巻第一の「第五段一書第六」のように明らかに『古事記』の〈神話〉を踏まえていることがわかる段も存在している。

「正文」と「一書」とは同等の扱いとは言いがたく、「正文」が全角で記されているのに対して、「一書」は一行を二行に分けすべて小書きにされている。

それにもかかわらず、『源氏物語』の依拠した〈神話〉が、ときには十数種もある『日本書紀』の「正文」「異伝」のなから『古事記』と同じような〈神話〉ばかりが採られているのだ。これは『源氏物語』の作者が『日本書紀』のみならず、『古事記』をも視野におさめていたと考えざるを得ないのである。

すなわち、『源氏物語』の主筋は『日本書紀』の「神代」を踏まえて成立したといつても、その実態は『古事記』の〈神話〉と一致するのである。

もちろん、これをただの偶然、偶然の一致だとして片づけられることも可能であろう。

だが、今回「源氏物語と古事記神話」(一)～(五)にお

いて『源氏物語』〈玉鬘十帖〉の結末が「真木柱」の巻を中心として『古事記』にしか伝わらない〈神話〉を全面的に踏まえた翻案であることが明らかになってみると、そうとばかりは言い切れない気がする。

『古事記』を熟知しているからこそ、『日本書紀』のなかでも『古事記』にもっとも近い〈神話〉のみを選んで翻案することは可能だったはずである。

七 武田宗俊説との一致

しかも、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々と〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々とに分けてみると、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々が武田宗俊氏が『源氏物語』に展開した武田説と一致していることに気づかされる。

武田氏は、現行の『源氏物語』が第一巻から順番に書かれたものではなく、〈第一部〉に関する限り〈紫の上系〉十七帖がまず先に書かれ、〈玉鬘系〉十六帖が後から挿入されたとする〈玉鬘系〉後説説を主張された。(14)

そのことを『源氏物語』にかかわらせてみると、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々が〈紫の上系〉と一致し、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々が〈玉鬘系〉に一致するのである。

しかも〈玉鬘系〉を補入した時期を私が考えるように一条天皇の「日本紀」のご発言があつてからのことと考えると、一条天皇は〈紫の上系〉だけを見て「日本紀」とご発言された可能性が高くなり、なおのこと〈記紀神話〉との一致が強調されわかりやすかつたのかも知れない。

もちろん、武田説が成り立たなかったからといって、私の考えに微塵も影響はないが、これは大変に魅力的な説ではあるといえよう。

八 根の国・妣の国

もともと私は、六条院のことをはじめから「根の国・妣の国」と表現してきた。(15)

しかし、厳密に言えば「根の国」は『日本書紀』専用の用語であり、「妣の国」は『古事記』専用の用語であつて、「根の国・妣の国」と二つを並べて表現すること自体ありえないのである。

だが、六条院を分析してみたときに、六条院には死者のおもむく国としての「根の国」だけでなく、亡き母が住まう国としての「妣の国」の要素が欠かせないと判断した。

それゆえ、それらを一緒にして表現し、それぞれの要素が合わさつたところに六条院があるとわかつたのである。その成果は「六条院の光と影」(16)あるいは「六条院の夏の町」(17)に明らかである。

亡き母のゆかりを集めることによつて、仏教における女人往生などまだない時代にあつて六条院を亡き母供養の場にするようにする。そのためにはどうしても「妣の国」という言葉が必要だつたのだ。

万が一「妣の国」という言葉がなければ、六条院の説明はおぼつかなかつたはずである。

その意味で、『古事記』における「妣の国」という語は六条院解明の切り札であり、六条院解明にとって不可欠の用語だつたといえよう。

注

- (1) 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(一)」『千葉商大紀要』第五四卷第二号、二〇一七年三月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(二)」『千葉商大紀要』第五五卷第一号、二〇一七年九月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(三)」『千葉商大紀要』第五六卷第一号、二〇一八年七月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(四)」『千葉商大紀要』第五七卷第三号、二〇二〇年三月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(五)」『千葉商大紀要』第五八卷第三号、二〇二一年三月。
- (2) 岡田米夫「古代文献に見える古事記」久松潜一編『古事記大成』1研究史篇、平凡社、一九五六年、二五〇～二五五頁。
- (3) 青木周平編『古事記受容史』(上代文学会研究叢書)、笠間書院、二〇〇三年、一三〇～一五六・二五五～四〇二頁。
- (4) 小島憲之、木下正俊、東野治之校注・訳『萬葉集』①〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九四年、八一頁。
- (5) 小島憲之、木下正俊、東野治之校注・訳『萬葉集』①〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九四年、八一～八三頁。
- (6) 小島憲之、木下正俊、東野治之校注・訳『萬葉集』③〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九五年、四〇九頁。
- (7) 久松潜一「古事記研究史序説」久松潜一編『古事記大成』1研究史篇、平凡社、一九五六年、二頁。
- (8) 吉海直人「袖中抄」に引用された『古事記』青木周平編『古事記受容史』(上代文学会研究叢書)、笠間書院、二〇〇三年、一三九頁。
- (9) 小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、藏中進、毛利正守校注・訳『日本書紀』①〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九四年、九四頁。
- (10) 村岡典嗣著、前田勉校訂『増補本居宣長1』(東洋文庫)、平凡社、二〇〇六年、一〇一～一二四頁など。
- (11) 本山幸彦「本居宣長年譜」本山幸彦『本居宣長●人と思想』清水書院、一九七八年、二二三～二三二頁など。
- (12) 本居宣長「源氏物語玉の小櫛」担当編者・大野晋『本居宣長全集』第四卷、筑摩書房、一九六九年、一七八～一七九頁。
- (13) 責任編集・石川淳『本居宣長』(日本の名著)、中央公論社、一九七〇年、西郷信綱訳、三七九頁。
- (14) 武田宗俊「源氏物語の最初の形態」『源氏物語の研究』岩波書店、一九五四年(復刊)、一～三九頁。
- (15) 杉浦一雄「日本紀と源氏物語」中央大学附属高等学校『教育・研究』第五号、一九九一年、六四頁など。
- (16) 杉浦一雄「六条院の光と影」中央大学附属高等学校『教育・研究』第六号、一九九二年。
- (17) 杉浦一雄「六条院の夏の町」『千葉短大紀要』第一九号、一九九二年。
- (二〇二二・五、二〇受稿、二〇二二・七、一五受理)

〔抄録〕

源氏物語と記紀神話

杉浦 一雄

これまでに私は「源氏物語と古事記神話」(一)～(五)において『源氏物語』(第一部)のいわゆる〈玉鬘十帖〉の結末が『古事記』の〈神話〉を踏まえた翻案であることを指摘してきた。

すなわち、『源氏物語』「真木柱」の巻を中心とする光源氏の物語が須佐之男命の〈神話〉を下敷きにし、光源氏は須佐之男命をなぞらえ、鬚黒大將は大穴牟遲神のちの大国主神、玉鬘は須勢理毘売命、元の北の方は八上比売にあたり、真木柱の姫君は木俣神あるいは御井神に相当するとして、鬚黒大將が光源氏の「娘」である玉鬘を奪い去るさまは、大穴牟遲神が須佐之男命の娘である須勢理毘売命を奪い去るさまを模した翻案であると判断したのである。

この話は『日本書紀』にはまったくなく、『古事記』にか伝えられていない〈神話〉である。そこで、これによって『源氏物語』は『古事記』の〈神話〉を下敷きに成立していることが明確となり、平安の一女性が『源氏物語』の源泉として『古事記』を読んでいたことが明らかになったといえよう。

ひと口に〈記紀神話〉とよんでいるが、『古事記』と『日本書紀』では〈神話〉の記し方がまったく異なっている。

〈神話〉をひとつづきにして収めた『古事記』とは違って、『日本書紀』の〈神話〉は「正文」を段で区切り、その段ごとに「異伝」を複数併記するという編纂方法を採用しており、『日本書紀』の「正文」が必ずしも『古事記』の〈神話〉と

一致してはいないのである。

それにもかかわらず、『源氏物語』の依拠した〈神話〉が、ときには十数種もある『日本書紀』の「正文」「異伝」のなから『古事記』と同じような〈神話〉ばかりが採られているのだ。

しかも、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々と〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々とに分けてみると、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々が武田説の〈紫の上系〉と一致し、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々が〈玉鬘系〉に一致している。

つまり、〈玉鬘系〉を補入した時期を私が考えるように一条天皇の「日本紀」のご発言があつてからのちのことと考えると、一条天皇は〈紫の上系〉だけをみて「日本紀」とご発言された可能性が高くなり、なおのこと〈記紀神話〉との一致が強調されわかりやすかつたのかも知れない。

もともと私は、六条院のことをはじめから「根の国・妣の国」と表現してきた。しかし、「根の国」は『日本書紀』専用の用語であり、「妣の国」は『古事記』専用の用語である。亡き母のゆかりを集めることによって、仏教における女人往生などまだない時代にあつて六条院を亡き母供養の場にしたよとする。そのためにはどうしても「妣の国」という言葉が必要だったので。

万が一「妣の国」という言葉がなければ、六条院の説明はおぼつかなくなつたはずである。

その意味で、『古事記』における「妣の国」という語は六条院解明の切り札であり、六条院解明にとって不可欠の用語だったといえよう。